

# 東京都水道局工事等成績評定苦情審査委員会要綱

平成18年 4月 1日施行  
(17水建技管第234号)  
平成23年12月 5日改正  
平成24年 3月15日改正  
平成30年 3月 8日改正  
(29水建技管第547号)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、東京都水道局工事成績評定要綱（平成14年4月1日付13水経契第409号）第15条第1項及び東京都水道局設計等委託成績評定要綱（平成22年7月16日付22水建技管第40号）第16条第1項に規定する東京都水道局工事等成績評定苦情審査委員会（以下「局委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 局委員会は、次の事項について、第三者の公平な視点に立って調査審議し、意見を表明する。ただし、工事監理等業務委託の委託成績評定においては、担当課長を総括監督員と読み替えるものとする。

- 一 受注者からの工事成績評定に係る苦情
- 二 受託者からの設計等委託成績評定に係る苦情
- 三 総括監督員又は検査員から付議された工事成績評定の修正
- 四 担当課長又は検査員から付議された設計等委託成績評定の修正
- 五 総括監督員から付議された工事成績評定の減点に係る事由及び点数
- 六 担当課長から付議された設計等委託成績評定の減点に係る事由及び点数

## (組織)

第3条 局委員会は委員長及び委員若干名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長	建設部長
委員	経理部契約課長
	浄水部浄水課長
	給水部配水課長
	建設部工務課長

多摩水道改革推進本部調整部技術指導課長

多摩水道改革推進本部施設部工務課長

建設部技術管理課長

2 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は局委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 局委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数等)

第6条 局委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 局委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 議事に利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。

(関係者からの聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、苦情申立者又は当該苦情に係る工事の施行を担当した監督員又は検査員等から工事の施行状況等を聴取することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、苦情申立者又は当該苦情に係る委託を担当した担当者又は検査員等から当該設計等委託の履行状況等を聴取することができる。

(意見の表明)

第8条 局委員会は、第2条に規定する調査審議を終了したときは、当該苦情申立てに関する意見書を作成し、委員会終了後10日以内に通知者に報告する。

(庶務)

第9条 局委員会の庶務は、建設部技術管理課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、局委員会の運営に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日以降に適用する。

附 則（平成23年12月5日付23水建技管第151号）

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成24年3月15日付23水建技管第258号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日付29水建技管第547号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。